

令和元年度第67号

クリスタルプラザ炉内耐火物等年次整備工事

発 注 仕 様 書

湖北広域行政事務センター

## 第1章 総 則

本仕様書は、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が発注するクリスタルプラザ炉内耐火物等年次整備工事に適用する。

### 第1節 計画概要

#### 1. 一般事項

本工事においては、クリスタルプラザの炉内耐火物等不具合箇所の補修にかかる整備工事を行うものである。

#### 2. 工事番号

令和元年度第67号

#### 3. 工事名称

クリスタルプラザ炉内耐火物等年次整備工事

#### 4. 工事場所

滋賀県長浜市八幡中山町200番地

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ

#### 5. 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年3月27日まで

#### 6. 施工期間

2号炉：令和2年1月23日から令和元2年2月7日まで

（※乾燥焚期間を除いた炉内での施工可能期間）

1号炉：令和2年3月1日から令和元2年3月16日まで

（※乾燥焚期間を除いた炉内での施工可能期間）

### 第2節 施工方針

#### 1. 適 用

1) 本仕様書に規定する事項は、別に定める場合を除き、請負者の責任において履行すべ

きものとする。

2) 本工事に関係しない事項については適用しない。

3) すべての設計図書は、相互に保管するものとする。但し、設計図書などで相互間に相違のある場合の優先順位は次のとおりとする。

①現場説明書または机上説明に対する質問回答書

②図面

③本仕様書

## 2. 疑 義

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まりまたは取合い等の関係で、設計図書によることが困難または不都合な場合が生じたときは、センターと協議する。

## 3. 材料及び機器

使用する材料及び部材は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない最良の製品であり、且つすべて新品とし、日本工業規格（J I S）、電気規格調査会規格（J E C）、日本電機工業会標準（J E M）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

## 第3節. 保 証

本工事の保証期間は、引き渡し後1カ年とする。

## 第4節. 工事範囲

本仕様書で定める工事範囲は、次のとおりとする。

1) 炉内耐火物等整備（1号炉、2号炉）

2) 廃材撤去処分

## 第5節. 提出図書

### 1. 実施設計図書

請負者は、契約後直ちに着工するものとし、次の図書を提出すること。

1) 着工届	1部
2) 現場代理人届 (経歴書・資格証の写し)	1部
3) 工程表	2部
4) 施工計画書	2部
5) 材料承諾	2部
6) 下請通知書	1部 (下請業者を使用する場合)
7) CORINSに関する登録書類 (写し)	1式 (該当する場合)
8) 施工体制台帳	1部 (該当する場合)
9) 建設業退職金収納届	1部 (該当する場合)
10) その他指示する図書	別途指示

## 2. 完成・検査図書

受託者は工事竣工に際し、完成図書として次のものを提出すること。

1) 工事完了届	1部
2) 工事目的物引渡書	1部
3) 工事報告書	2部
4) 工事記録写真	2部
(施工前、施工中、施工後の各要所)	
※工事名称及び日付は必ず入れること。	
5) 乾燥焼き昇温曲線表	2部
6) 廃材処理計画	2部
7) マニフェストの写し	2部
8) その他指示する図書	別途指示

## 第6節. その他

### 1. 関係法令等の遵守

本工事施工にあたっては、労働安全衛生法、廃棄物の処理および清掃に関する法律・政令並びに諸法令に準拠すること。

## 2. 施 工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

### 1) 労働災害の防止

工事中の危険防止対策を充分に行い、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないよう努めなければならない。

### 2) 現場管理

資材置き場・資材搬入路等についてはセンターと十分協議し、施設の日常運転および他作業への支障がないように計画し、実施しなければならない。また、整理整頓を励行し、火災・盗難等の事故防止に努めなければならない。

### 3) 復旧

他の設備・既存物件等の損傷・汚染防止に努め、万が一、損傷・汚染が生じた場合は、請負者の負担において速やかに復旧しなければならない。

### 4) 工具等

施工に必要な工具等は、請負者が用意し、他のものと混同しないよう名称を付し収納箱等に納め整理しておくこと。

## 第2章 その他設備仕様

### 第1節. 共通事項

1. 整備対象機器類を定常状態に復旧させるため適正な交換部品と十分な運転調整を行うこと。
2. 更新機器については、騒音・振動等について充分考慮すること。
3. 各機器は、点検および清掃が容易であること。
4. 各機器に故障が生じた場合、全体の施設の運営に影響を及ぼさないよう考慮すること。
5. 各設備の銘板、表示板の型式は、センターが指定したものを設置すること。
6. 使用する材質は、使用条件に対して耐摩耗・耐熱および耐食を考慮して材料を選択する。  
ただし、ボルト・ナット類はSUS材を用いること。
7. 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部「機械設備工事共通仕様書」（最新版）、「電気設備工事共通仕様書」（最新版）によるものとする。

### 第2節. 廃材撤去

本工事により発生する撤去廃材については、長尺物については運搬が容易に出来る程度に切断、その他の物についても、当該施設内の指定した場所（別途、協議）に、金属屑、不燃物、可燃物等指示する分別の区分ごとに集積すること。

なお、本整備工事において発生するレンガ屑等については、請負者の責任において処分することとし、次に示す書類等を提出すること。

1. 廃材の処理計画書
  - 1) 収集、運搬及び処理の方法
  - 2) 委託契約書の写し
  - 3) 必要があると認めた場合は、上記項目について実地に現地確認を行うこととする。
2. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
  - 1) 収集、運搬又は中間処理業者に引き渡し済みの管理票の写しを提出
  - 2) 請負代金の支払いは、その管理票の写しの提出後とする。

### 第3節. 炉本体・耐火物仕様

#### 1. 各所炉内耐火物等補修整備（施工対象：1号炉、2号炉）

- 1) 型 式                      三菱形
- 2) 数 量                      2 炉
- 3) 主要項目（1 炉につき）

燃焼室容量	6 7 m <sup>3</sup>
炉壁構造	耐火レンガ1 枚半積み
天井構造	吊り天井

#### 2. 補修部材（2 炉分）              「別紙図面 1」～「別紙図面 2」のとおり

（なお、補修部材については、既設仕様規格と同等品以上のものとする）

#### 3. 施工内容

- 1) 落札業者は、センター職員と打ち合わせの下、耐火物解体層の分析（DXN含有量及び重金属類溶出試験：1 検体/炉×下記7 項目×2 炉）及び取替範囲の確認を行うこと。

##### 『分析項目』

- ① カドミウム又はその化合物（溶出試験）
- ② 鉛又はその化合物（溶出試験）
- ③ 六価クロム又はその化合物（溶出試験）
- ④ ヒ素又はその化合物（溶出試験）
- ⑤ 水銀又はその化合物（溶出試験）
- ⑥ セレン又はその化合物（溶出試験）
- ⑦ ダイオキシン類（溶出試験）

※本調査は撤去を行う廃材が産業廃棄物に該当するか特別管理産業廃棄物に該当するか判定を行うためのものであり設計については産業廃棄物を想定している。

※処分先が1号炉または2号炉の1検体のみの分析値で処分を認める場合は1検体のみの分析で良いこととする。

2) 耐火物等取替範囲・・・「別紙図面1」～「別紙図面2」参考

施工範囲の耐火物、金物、支持材等の更新を行うこと。また、既設耐火物との干渉部を作業上研（はつ）る必要がある場合は、当該部の補修も含むこと。

**【1号炉】（「別紙図面1（1）～（3）」参考）**

① 後燃焼室天井壁面更新（ケーシング更新含む）

○吊りパイプ・吊りパイプ固定金具（Uボルト）・吊りパイプ受け金物・吊り金物・吊りレンガ更新含む。

○ケーシング更新含む。

②（東西南北面）後燃焼室ノーズ部更新（ケーシング含まず）

○吊り金物更新含む。

③（東西南北面）再燃室下部壁面更新（ケーシング更新含む）

○ろ液噴霧ノズル挿入管・台座更新含む。（南北2本）

○二次燃焼空気噴射管・台座更新含む。

（南北下段10本のみ、東西下段・南北上段更新不要）

○ケーシング・アンカー・受け金物更新含む。

**【2号炉】（「別紙図面2」（1）～（4）参考）1**

① 後燃焼室天井壁面更新（ケーシング更新含む）

○吊りパイプ・吊りパイプ固定金具（Uボルト）・吊りパイプ受け金物・吊り金物・吊りレンガ更新含む。

○ケーシング更新含む。

②（東西南北面）後燃焼室ノーズ部更新（ケーシング含まず）

○吊り金物更新含む。

③（東西南北面）再燃室下部壁面更新（ケーシング更新含む）

○ろ液噴霧ノズル挿入管・台座更新含む。（南北2本）

○二次燃焼空気噴射管・台座更新含む。



(南北下段10本のみ、東西下段・南北上段更新不要)

○ケーシング・アンカー・受け金物更新含む。

### 3) 耐火物等取替手順

① 炉内の清掃及び足場仮設

① 施工箇所のクリンカの除去及び耐火物等の解体

② 施工範囲の更新

④ 耐火物等解体屑を普通産業廃棄物処分とし、金物屑は場内指定場所へ搬出すること。

※本件については、耐火物解体屑を「普通産業廃棄物」と想定し、設計を行っているため、ダイオキシン含有量検査の結果、特別管理産業廃棄物と判断された場合の取扱いについては別途協議するものとする。

⑤ 足場解体、現場復旧整理清掃等

### 4. その他

1) 通常の時間の範囲で工事の完了が行えない場合は時間外をもって期間内に工事を完了すること。時間外等の費用については見積りに含めること。

2) 令和元年7月12日の午後2時から、本件の現場確認会を行います。現地確認を行う際は前日午後5時までにクリスタルプラザ村上もしくは里本まで連絡をお願いします。

(TEL : 0749-62-7141)

※現場確認については炉の外側からのみの確認となります。

※上記の現地確認日以外は現地を確認する機会はありません。また、現地確認で説明した内容と同様の質問は受付を行いません。

※本工事については、仮設ハウスの設置はせずにセンター施設内の一部部屋を現場事務所等として使用すること。

## 別紙図面 1

- 1号炉[耐火物更新範囲（1）]
- 1号炉[耐火物更新範囲（2）]
- 1号炉[耐火物更新範囲（3）]

## 別紙図面 2

- 2号炉[耐火物更新範囲 (1) ]
- 2号炉[耐火物更新範囲 (2) ]
- 2号炉[耐火物更新範囲 (3) ]
- 2号炉[耐火物更新範囲 (4) ]

### 別紙図面 3

- 参考図面（炉本体（側壁））
- 耐火物ベース図面